建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年７月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年５月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　小松電気工業株式会社　伊藤　禎宏　大阪府大阪市東淀川区上新庄３－６－12　国土交通大臣許可（般特－26）第18205号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年７月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年６月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ファインライフコーポレーション　佐々木伸二　大阪府大阪市西区立売堀１－９－10　国土交通大臣許可（特－25）第21811号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年６月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４３８７号

東京都足立区綾瀬４丁目25－８－101
債務者　熱田　啓保
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳原　由以
4　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５３２号

東京都練馬区豊玉中１丁目20－３－204
債務者　直井啓太郎
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増村　圭一
4　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５４号

相模原市中央区矢部１丁目８番17号　シルバードルフィン201
債務者　宮川　茂雄
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬野　陽仁
4　破産債権の届出期間　平成28年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月13日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６２０号

東京都東久留米市滝山６丁目３番８－210
債務者　松崎　英美
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　婦妃
4　破産債権の届出期間　平成28年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月14日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２４６号

相模原市緑区橋本７丁目５番21号　コモラード橋本502
債務者　渡邉　英徳
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前場　俊文
4　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２４７号

相模原市緑区橋本７丁目５番21号　コモラード橋本502
債務者　渡邉めぐみ
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前場　俊文
4　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３３４号

千葉県野田市山崎2267番地の30
債務者　関川　大輔
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　徳子
4　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月26日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２９６号

東京都八王子市石川町1920番地石川団地４－605、住民票上の住所東京都八王子市大楽寺町307番地１メゾン田中103号
債務者　田中　幸雄
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　和弘
4　破産債権の届出期間　平成28年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４７５１号

東京都板橋区大山東町23－１
債務者　米山　　緑
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福崎　真也
4　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月29日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４６号

千葉県野田市山崎2702番地の155
債務者　長谷川大恭
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　雄弥
4　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月３日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部